

3-⑥ 自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組 15	自らの行動につながる人権教育の推進
-------	-------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 生涯学習課】

1 現状

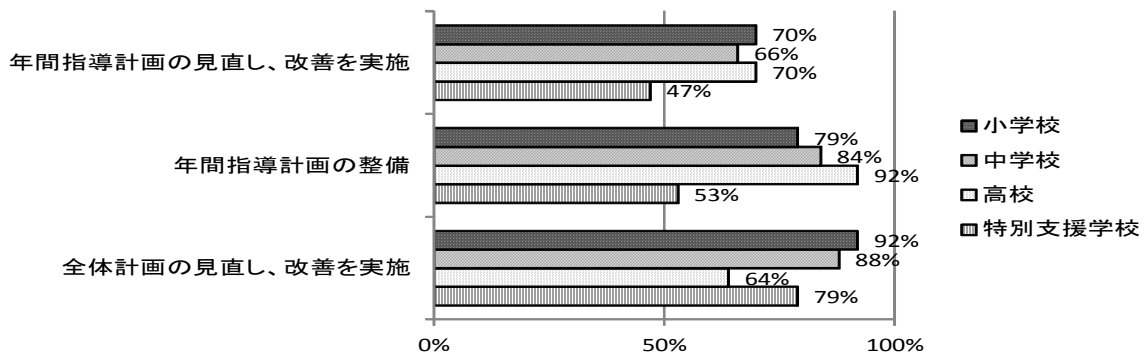
人権を相互に尊重し合う「人権の共存」の考え方を理念とし、人権という普遍的文化を構築するため、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、人権教育を計画的かつ総合的に推進しています。

平成19年3月には、「群馬県人権教育充実指針」を策定し、学校教育や社会教育、家庭教育における取組の方向性を示すとともに、人権に関する重要課題を、①女性、②子どもたち、③高齢者、④障害のある人たち、⑤同和問題、⑥外国籍の人たち、⑦H I V感染者等の人たち、⑧ハンセン病元患者の人たち、⑨犯罪被害者等、⑩インターネット等による人権侵害、⑪その他の人権問題（北朝鮮による拉致問題、アイヌの人々に関する人権問題等）の11項目とし、その解決に向けた取組を進めています。

(1) 学校教育

各学校では、人権教育主任（担当者）を置き、人権教育に計画的に取り組むことにより、児童生徒の発達段階に応じて人権教育を行い、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、具体的な態度や行動に現れるようにしています。

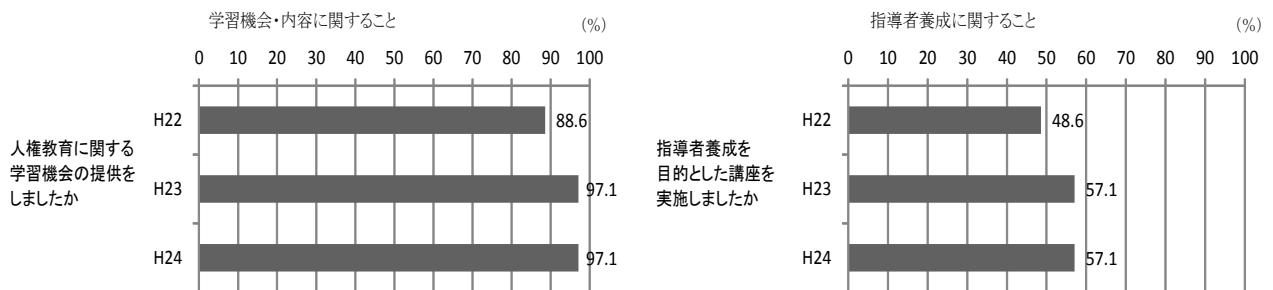
＜人権教育に関する全体計画・年間指導計画の整備、見直し、改善の状況＞



※全体計画については、すべての学校で作成済みです。（平成25年2月 人権教育推進状況調査（公立学校））

(2) 社会教育

社会教育では、様々な人権問題の解決のためには、県民一人ひとりの人権意識を高めることが重要であるとの観点から、人権教育に係る地域の指導者の資質向上や養成に係る取組を県内全域で行っています。また、各市町村では、人権教育市町村協議会等の人権教育推進体制を整備し、人権教育に取り組んでいます。



（平成25年1月 平成24年度人権教育推進状況調査（市町村））

2 課題

- (1) 人権問題を自分のこととして捉えさせるとともに、自らの行動につながる人権教育を推進すること
- (2) 人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図ること
- (3) 県民の人権意識を一層高めること

3 取組の方向

- (1) 「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。
- (2) 教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導を充実します。
- (3) 教職員自身が人権尊重の理念を十分認識し、人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚等を図ります。
- (4) 各学校における校内研修を充実します。
- (5) 情報提供を通じて保護者の啓発に努めます。
- (6) 地域及び関係機関等との連携に努めます。
- (7) すべての県民が人権感覚を高め、人権を尊重した考え、行動を取ることができる社会の実現を目指します。

4 主な取組内容

- (1) 人権教育の全体計画・年間指導計画を改善・充実するとともに、人権教育の推進体制を充実します。
- (2) 人権週間、人権集中学習における学習内容を充実するとともに、体験的な活動を取り入れるなど指導方法の工夫を進めます。
- (3) 人権に関する重要課題について正しく理解するとともに、自尊感情をもったり、他人を大切にしたりするなど、人権尊重の考え方が正しく身に付くよう、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のねらいと人権教育との関連を明確にして取り組みます。
- (4) 人権学習指導教材「共に生きる」を活用した学習をロングホームルーム等の年間指導計画等に位置付けるとともに、『「共に生きる」学習指導案集（重要課題編）』を活用し、教職員で共通理解を図った上で指導に当たります。
- (5) 教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識をもって児童生徒の指導に当たります。
- (6) 人権教育に関わる校内研修の機会を確保するとともに、生徒が就職する際の公正な採用選考に向けた指導の充実を図ります。
- (7) 校内研修等で活用できるいじめや人権に関するDVDを総合教育センター内にあるカリキュラムセンターで貸し出して、人権教育の啓発に努めます。
- (8) 各学校において、人権教育の取組の点検・評価を行います。
- (9) 人権教育の指導者養成のための講座を市町村と協力して開設します。
- (10) 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者の資質向上を目的に研修を実施します。
- (11) 地域の集会所等を拠点として実施する人権教育を支援します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合【取組1 4再掲】	小6 78.9% 中3 69.9%	小6 100% 中3 100%
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合【取組1 4再掲】	小6 84.5% 中3 82.0%	小6 100% 中3 100%
(3) 人権教育年間指導計画の見直し、改善を実施している学校の割合	小 70.0%(H24) 中 66.1%(H24) 高 70.5%(H24) 特別支援47.4%(H24)	全校種 90%
(4) 人権教育指導者研修の実施回数	8回	各教育事務所において年1回以上実施

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 人権・同和問題に対する県民の理解と認識を深め、この問題の早期解決を図るため、人権啓発活動の市町村への委託、新聞・ラジオによる広報啓発、関係機関との連携強化等を推進しています。
(人権男女共同参画課)